

平成24年度 循環型社会計画部会スケジュール（案）

平成25年3月で、第2次循環計画を策定した平成20年3月から、5年を経過。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環計画は、概ね5年ごとに見直しを行う必要。

このため、平成24年度の循環部会は、平成24年度中に、第3次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定を行うことを目指して、有識者、関係団体、関係府省のヒアリングや精力的な御議論を行っていただく必要。

具体的には、平成24年度の循環型社会計画部会は、5月下旬から12月にかけて、毎月約1回、計7回程度開催することとしたい。

なお、5月下旬の部会において、平成23年に御議論いただいた環境基本計画の循環型社会部分をもとにした「第3次循環計画策定のための具体的指針」について、確認いただくこととしたい。

循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）

（循環型社会形成推進基本計画の策定等）

第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 循環型社会形成推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針
- 二 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 中央環境審議会は、平成十四年四月一日までに循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について、環境大臣に意見を述べるものとする。

4 環境大臣は、前項の具体的な指針に即して、中央環境審議会の意見を聴いて、循環型社会形成推進基本計画の案を作成し、平成十五年十月一日までに、閣議の決定を求めなければならない。

5・6 （略）

7 循環型社会形成推進基本計画の見直しは、おおむね五年ごとに行うものとし、第三項から前項までの規定は、循環型社会形成推進基本計画の変更について準用する。この場合において、第三項中「平成十四年四月一日までに」とあるのは「あらかじめ、」と、第四項中「平成十五年十月一日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。